令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率（国・県）の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

	令和3年度決算額	【うち社会保障財源化分】
地方消費税交付金	161,928　千円	89,961　千円

（単位：千円）

事業名		事業費	うち一般財源 （　　）は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 （保育関係経費、子ども医療費など）	342,166	116,872	（ 26,088 ）
	高齢者福祉事業 （自立継続サポート事業、老人施設入所経費など）	16,532	16,247	（ 3,598 ）
	障害者福祉事業 （障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など）	129,007	33,419	（ 7,196 ）
小計		487,705	166,538	（ 36,882 ）
社会保険	国民健康保険	58,004	29,362	（ 6,297 ）
	介護保険	100,247	95,927	（ 21,595 ）
	後期高齢者医療	84,715	73,048	（ 16,192 ）
小計		242,966	198,337	（ 44,084 ）
保険衛生	予防対策事業 （予防事業）	85,040	17,700	（ 3,598 ）
	健康対策事業 （健康増進事業、がん検診推進事業など）	29,251	22,514	（ 5,397 ）
小計		114,291	40,214	（ 8,995 ）
合計		844,962	405,089	（ 89,961 ）

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。